

社会福祉法人の「定款変更届出」手続の流れ

社会福祉法人が定款を変更する理由が「事務所の所在地の変更」、「基本財産の増加」及び「公告の方法の変更」のみの場合は、定款変更届出の手続きをお願いします。

定款変更となる事象発生



1 事前相談 こども青少年局監査課へ事前に御相談ください。



理事会・評議員会での承認 (定款変更)



2 定款変更届出 こども青少年局監査課へ届け出ください。



公開している定款の差替え等

連絡先

横浜市こども青少年局 監査課 045-671-4193 E-mail kd-kodomokansa@city.yokohama.lg.jp